

平成30年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

平成29年12月
厚生労働省



働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設〔所得税、法人税〕(P5)

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

ひとり親家庭に対する高等職業訓練促進給付金に係る税制上の措置〔所得税、個人住民税 等〕(P6)

母子及び父子並びに寡婦福祉法の高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正等を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

検討事項

子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設〔所得税、個人住民税〕(P7)

仕事と家庭の両立を支援するため、やむを得ず、一定の要件を満たす認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずることについては、経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要であるため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める中で引き続き検討を行う。

社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、固定資産税 等〕(P8)

医療・介護をめぐる社会情勢の変化の中で、地域医療の中核的な存在である社会医療法人及び特定医療法人の認定要件（社会保険診療収入等の対象等）について、見直しを行う。

受動喫煙防止対策に伴う税制上の措置〔所得税、法人税〕(P9)

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕(P10)

国及び地方のたばこ税の税率について、平成30年10月、平成32年10月、平成33年10月にそれぞれ、1本当たり1円ずつ計3円引き上げる。また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこの課税標準について、従来の重量の計算方式を見直すとともに、価格に応じた課税方式を導入する等の見直しを行う。

中小企業者が取得する健康サポート薬局に係る税制措置の延長〔不動産取得税〕(P11)

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

検討事項

医療に係る消費税の課税のあり方の検討〔消費税、地方消費税〕(P12)

医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設〔所得税、法人税等〕(P12)

医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

検討事項

社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕(P13)

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕(P13)

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

検討事項

地域機能を確保するための個人開設医療機関への軽減措置の創設〔相続税〕(P14)

人口減少による地域機能の衰退と医師の高齢化等を踏まえ、地域の保健・医療を支える個人開設医療機関の事業承継の円滑化のための税制上の措置については、引き続き総合的に検討する。

医療保険

国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔国民健康保険税〕(P15)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し〔国民健康保険税〕(P16)

国民健康保険税の基礎課税額の限度額の見直しを行う。

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う税制上の所要の措置

(固定資産税、不動産取得税、事業所税、都市計画税) (P17)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の改正後の障害児通所支援事業及び障害福祉サービス事業について、引き続き社会福祉事業の用に供する施設、固定資産等に係る事業所税、固定資産税等の非課税措置を講ずる。

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 (所得税、個人住民税 等) (P18)

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴い、生活保護法の一部改正により新たに支給することとなる進学自立給付金(仮称)について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるほか、所要の措置を講ずる。

国立大学法人等に対する評価性資産寄附へのみなし譲渡所得税の非課税承認を受けるための要件の緩和等

(所得税、個人住民税) (P19)

社会福祉法人への現物寄附に係るみなし譲渡所得税の非課税措置について、非課税の承認手続の簡素化対象となる資産に、評価性資産である株式を含める等の税制上の所要の措置を講ずる。

介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置 (所得税、個人住民税 等) (P20)

介護医療院の創設等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長 (所得税、法人税) (P21)

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合50%以上であることとの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

(所得税、個人住民税、事業所税 等) (P22)

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び雇用対策法施行規則の一部改正後において、引き続き、雇用対策法等の職業転換給付金(事業主に対して支給されるものを除く。)に係る非課税措置及び差押禁止措置や、国の雇用に関する助成の対象となる者に対する従業者割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、いずれもその適用期限を5年延長する。

生活衛生

交際費課税の特例措置の延長〔法人税、法人住民税、事業税〕(P23)

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

公害防止用設備に係る特例措置の延長〔固定資産税〕(P24)

公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る。)に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

* 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P25)

従業員1,000人以下の中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入(即時償却)できる特例措置について、その適用期限を2年延長する。

検討事項

* 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設〔相続税、贈与税〕(P26)

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

その他

* 中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設〔登録免許税、不動産取得税〕(P27)

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する認定経営力向上計画(仮称)に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設する。

働く人のための保育の提供に取り組む企業に対する税制上の優遇措置の創設

(所得税、法人税)

1. 大綱の概要

個人又は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができることとする。

2. 制度の内容

2018年度～2019年度に
企業主導型保育施設を新設・増設



3年間の割増償却

普通償却費
+
普通償却限度額の12%
(建物等及び構築物は15%)

減価償却資産

企業主導型保育施設の建物等



幼児遊戯用構築物等
・遊戯用の構築物
・遊戯具
・家具
・防犯設備



1. 大綱の概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法の高等職業訓練促進給付金について、所要の法令改正等を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

高等職業訓練促進給付金は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条（第31条の10において準用する場合を含む。）に基づき、母子家庭の母等の就職に必要な看護師等の資格等の取得を促進するため、当該資格等に係る養成訓練の受講期間について、生活の負担の軽減を図り、資格等取得を容易にすることを目的として支給しており、平成30年度から以下 の拡充を行うこととしている。

高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を卒業する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修学する場合には、通算3年分の給付金を支給できるよう支援を拡大する。

未婚のひとり親家庭の母又は父を対象に、同給付金の支給額の算定等において、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用を実施する。

同給付金については、同法第31条の3及び第31条の4（これらの規定を第31条の10において準用する場合を含む。）において、差押え及び公課の禁止措置が講じられているところ、今般の**上記 の見直しに伴い、拡充部分についても、同様の取扱いとする。**

1. 大綱の概要

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方(抜粋)

1 個人所得課税の見直し

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

2. 要望した内容

現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を推進していくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点からも重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化し、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度に基づく公的サービス以外の、認可外保育施設・ベビーシッターを利用する子育て家庭が存在する。

このような認可外保育施設等を利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。

仕事と家庭の両立を支援するため、やむを得ず、一定の要件を満たす認可外保育施設等を利用する場合に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の所要の措置を講ずる。

社会医療法人・特定医療法人の認定要件の見直し

(所得税、法人税、法人事業税、固定資産税 等)

1. 大綱の概要

関係法令等の改正により社会医療法人制度における認定要件の見直し(2 . の 及び) が行われることを前提に、その見直し後の社会医療法人を引き続き公益法人等とし、非課税等の特例措置を受けられることとする。

特定の医療法人の法人税率の特例について、承認要件の見直しを講ずる(2 . の 及び)。

2. 制度の内容

社会医療法人・特定医療法人の認定(承認)要件の見直し
認定要件・承認要件のうち、全収入金額の100分の80を超えなければならない「社会保険診療等」の事業収入の内容に介護保険法の保険給付等を加える。

「社会保険診療等」の範囲	特定医療法人		社会医療法人	
	現行	見直し後	現行	見直し後
社会保険診療(租特法26条2項)、 労災保険診療、 健康増進事業(健康診査に限る)				
助産(50万円以下)	×			
介護保険法の保険給付(介護系)	×	→	×	→
予防接種	×		×	

社会医療法人の認定要件における実績要件の見直し
精神疾患及び小児疾患における時間外等診療件数に係る要件について、実績要件(現行:時間外等加算の算定件数)で判定することとする。

医療を行うことを主たる目的とすることを明確化し、
本来業務費用は、全費用の6割を超えるものとする。

特定医療法人の承認要件に以下を追加

青色申告法人の帳簿書類の保存に準じて、帳簿書類を備え付けてその帳簿書類にその取引を記録し、かつ、その帳簿書類を保存すること。

その支出した金銭でその費途が明らかなでないものがあることその他の不適正な経理が行われていないこと。

1. 大綱の概要

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度()について、飲食店において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。

() 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

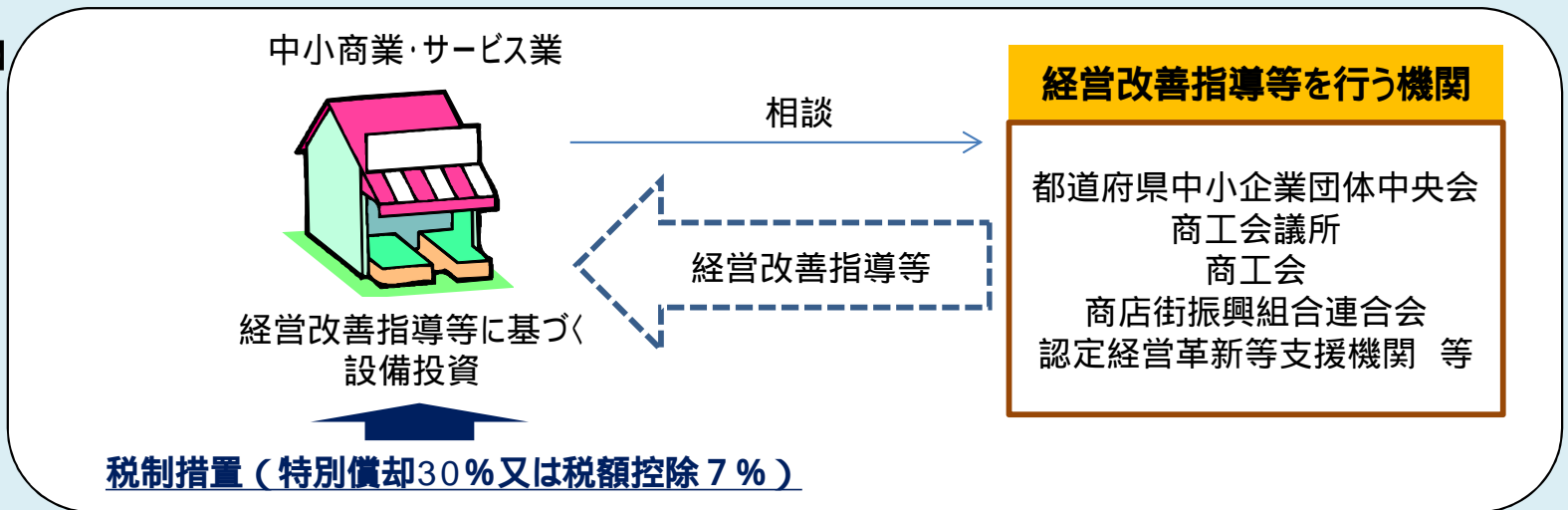
2. 制度の内容

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、平成31年3月31日までに、一定の要件を満たした経営改善設備(2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(3)の適用を認める措置。

- 1) 対象者は、中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主
- 2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備
・ 器具・備品(1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)、建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)
- 3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

【税制のイメージ図】



1. 大綱の概要

高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、引き続き国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、たばこ税の負担水準を見直す。その際、諸外国における税負担水準を考慮する。税率の引上げに当たっては、消費者や葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案し、消費者及びたばこ関係事業者の予見可能性を高めるため、3回に分けて段階的に実施する。

また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこと紙巻たばことの間や加熱式たばこ間に大きな税率格差が存在することも踏まえ、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行う。

2. 制度の内容

(1) たばこ税率の引上げ

国及び地方のたばこ税の税率(1,000本当たり)について、次のように引き上げる。

	現行	改正後
国のたばこ税	5,302円	6,802円
地方のたばこ税 (道府県たばこ税) (市町村たばこ税)	6,122円 (860円) (5,262円)	7,622円 (1,070円) (6,552円)
合計	11,424円	14,424円

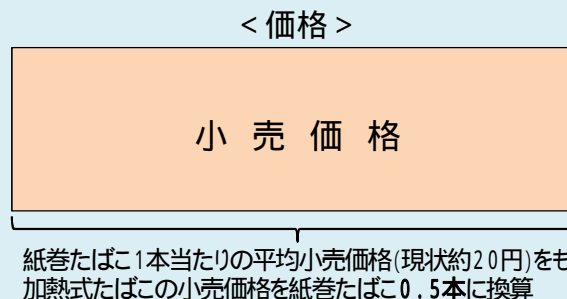
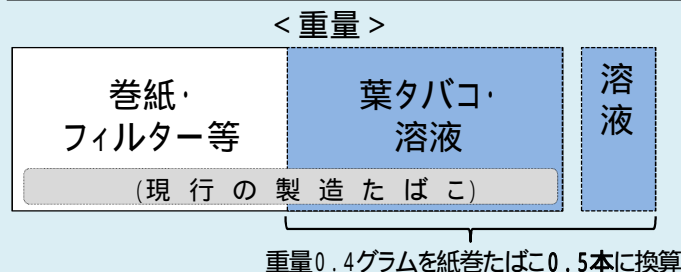
平成30年10月から実施し、平成30年10月、平成32年10月、平成33年10月にそれぞれ、1本当たり1円ずつ計3円引き上げる。

(2) 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこの課税標準について、従来の「重量」の計算方式を見直すとともに、「価格」に応じた課税方式を導入する。

新課税方式(「加熱式たばこ」の課税区分を新設)

従来は、製造たばこ(パイプたばこ)1グラム当たり、紙巻たばこ1本に換算



「重量」と「価格」の要素は
1:1の比率で
紙巻たばこに換算

平成30年10月から実施(たばこ税率の引上げ開始と同じタイミング)。ただし、5年間の経過措置を設けて段階的に移行。経過措置期間中の課税標準は、新たな課税方式による紙巻たばこへの換算を1/5ずつ増やしていく。

1. 大綱の概要

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

「患者のための薬局ビジョン」により、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するために医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や取組支援等を行う「健康サポート薬局」の制度が、平成28年10月より施行された。

健康サポート薬局を推進するためには、健康サポート薬局の要件の一つである、間仕切り等で区切られた相談窓口の設置や、要指導医薬品等の供給体制に必要な設備にかかる増改築の負担を軽減する必要がある。そのため、**中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税に関して、不動産価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置**を講ずる。

(健康サポート薬局である旨を表示できる薬局の基準)

- (1) かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能
服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
患者からの電話相談等への24時間対応、在宅患者に対する薬学的管理・指導
かかりつけ医を始めとした関係機関等との連携体制の構築
- (2) 健康サポート機能を有する薬局の機能 ...かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能に**加え**、以下の機能が必要
地域における関係機関等との連携体制の構築 薬剤師の資質確保 間仕切り等で区切られた相談窓口の設置
健康サポート薬局である旨や取組内容をわかりやすく表示すること
要指導医薬品等に関する供給機能・助言体制等の構築
平日の営業日は一定時間以上連続で、土日は一定時間開局していること
健康に関する相談への対応、積極的な健康サポートの実施

医療に係る消費税の課税のあり方の検討 / 医療機関等の設備投資等に関する特例措置の創設

(消費税、地方消費税 / 所得税、法人税、登録免許税)

1. 大綱の概要

< 検討事項 >

医療に係る消費税のあり方については、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等も踏まえ、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る。

2. 背景

社会保険診療については、消費税は非課税扱い。

消費税導入時（平成元年）、引上げ時（平成9年）に診療報酬改定を行い、消費税による医薬品などの仕入れ費用の増加分が、医療機関等にとって実質的な負担とならないよう対応。

三党実務者合意（平成24年6月）、税制抜本改革法（平成24年8月）により、8%引上げ時には、高額投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度における手当のあり方を検討することとされた。

中央社会保険医療協議会「医療機関等における消費税負担に関する分科会」の議論を踏まえ、平成26年4月の8%引上げ時に診療報酬と別建ての高額投資対応は行わず、診療報酬の中で、基本診療料等に上乗せすることで対応。

平成27年11月の分科会において、消費税率8%への引上げによる医療機関等の控除対象外消費増税(3%)分については、診療報酬改定による対応により、マクロでは概ね補てんされているものの、補てん状況にはばらつきが見られることを確認。

10%引上げ時の対応として、診療側は、診療報酬による対応では限界があるとして、税制による抜本的な解決を強く要望。

診療側は、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとして、税制による抜本的な解決が図られるまでの間、設備投資にかかる特例措置の創設を強く要望。

平成28年11月に、消費税率10%への引上げを平成31年10月1日とする法案が成立。

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続 (事業税)

1. 大綱の概要

< 検討事項 >

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 現行制度

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	特別法人 * 医療法人を含む	3.4% (約4.9%)	4.6% (約6.6%)	
	普通法人	3.4% (約4.9%)	5.1% (約7.3%)	6.7% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：() 内の数字は、26年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」(事業税率の43.2%)を合算した税率

1. 大綱の概要

< 検討事項 >

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継続が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援し代替わりを促進するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2. 背景

人口減少による地域機能の衰退と医師の高齢化、医師偏在により、地方では人々の生活の基盤の一つである医療体制に不安が生じている。特に人々の生活に深く関わる小児科、産婦人科、一次救急を担う内科、外科等が廃業となった場合、大きな影響がある。

医師の高齢化により突然の相続で、個人の相続財産に診療所・病院の土地、建物、医療機器等を含めて評価されると、多額の相続税が課され、医業の継続が困難となる。

個人開設の医療機関について、相続が生じた場合、その医療機関を一定期間継続して運営することを要件に、医療に必要な資産額相当の相続税を納税猶予するなど税制上の措置を検討する必要がある。

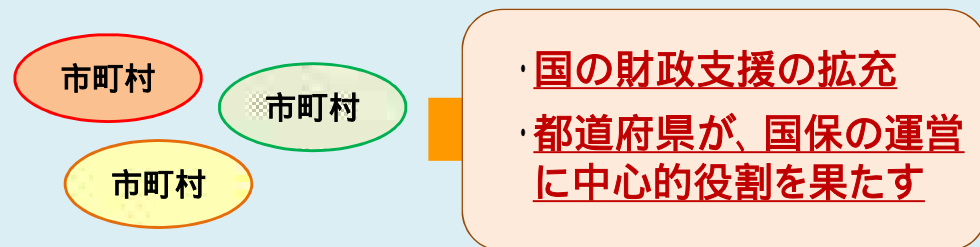
1. 大綱の概要

国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

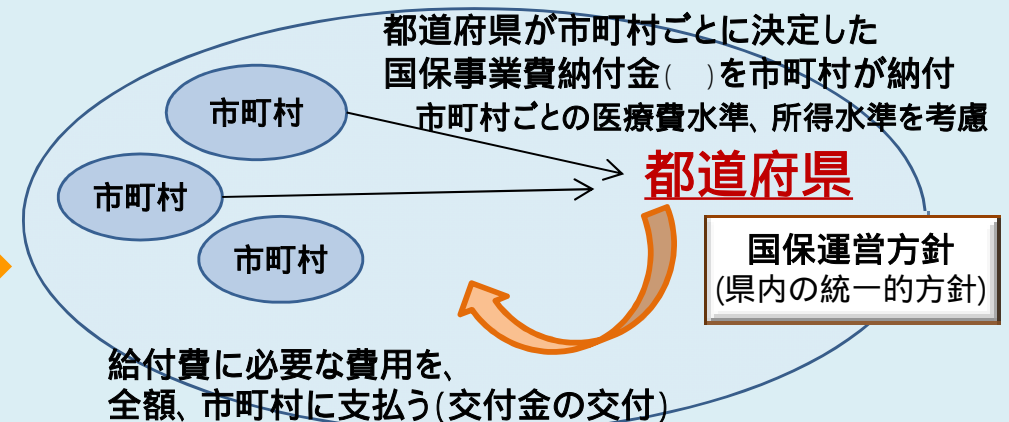
2. 制度の内容

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定するとともに、市町村は、保険料(税)を賦課・徴収し、都道府県に納付金を納める仕組みへ見直すこととされた。

【現行】 市町村が個別に運営



【制度改正後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

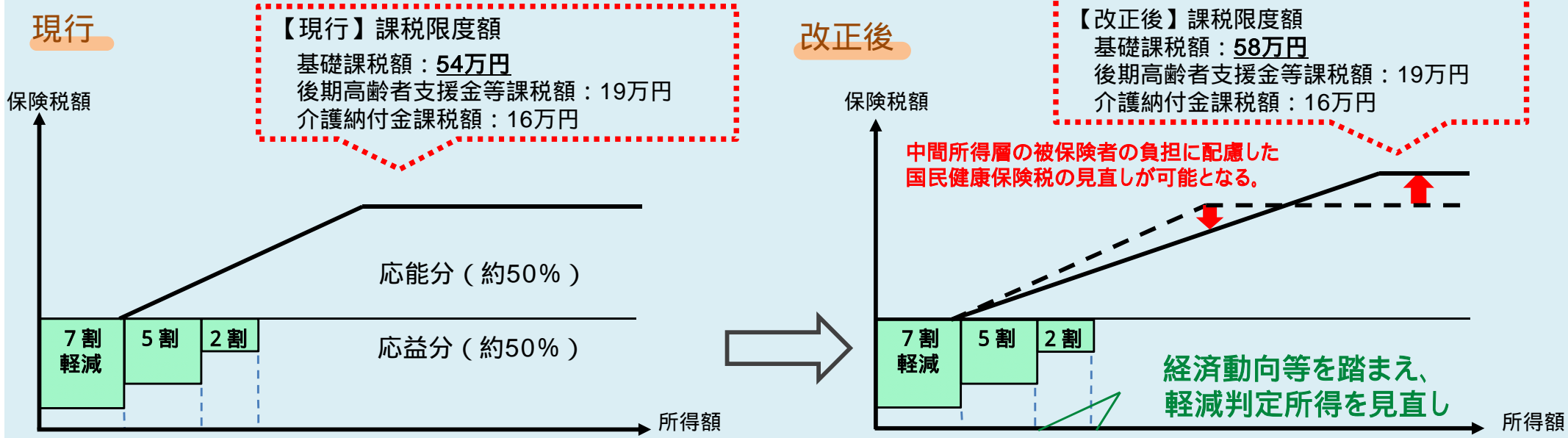
1. 大綱の概要

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。

2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



【現行】軽減判定所得
7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 27万円 × (被保険者数*)
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 49万円 × (被保険者数*)

【改正後】軽減判定所得
7割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円)
5割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 27.5万円 × (被保険者数*)
2割軽減基準額 = 基礎控除額(33万円) + 50万円 × (被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

1. 大綱の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の改正後の障害児通所支援事業及び障害福祉サービス事業について、引き続き社会福祉事業の用に供する施設、固定資産等に係る事業所税、固定資産税等の非課税措置を講ずる。

2. 背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）により、社会福祉事業として位置づけられている以下のサービスについて、その対象となる新たなサービスの創設や、既存のサービスの対象を拡大するなどの見直しを行った（平成30年4月1日施行）。

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業

(参考) 改正法により新たに創設等される障害福祉サービス等

【障害児通所支援】

居宅訪問型児童発達支援(新サービス)

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供する支援

保育所等訪問支援(拡充)

保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する

【障害福祉サービス】

自立生活援助(新サービス)

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、一人暮らしに必要な理解力等を補うため、居宅への定期的な巡回訪問や随時の対応により、相談・助言等を行うサービス

就労定着支援(新サービス)

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス

重度訪問介護(拡充)

重度の肢体不自由者等に対して居宅等に訪問するサービスの訪問先を医療機関にも拡大する

1. 大綱の概要

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに伴い、生活保護法の一部改正により新たに支給することとなる進学自立給付金（仮称）について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるほか、所要の措置を講ずる。

2. 背景

平成25年に生活困窮者自立支援法の創設、生活保護法の一部改正を行っており、生活困窮者自立支援法については、平成30年が施行3年後の見直しの年となっている。また、生活保護制度については、平成29年度の生活保護基準の検証にあわせ、自立支援の推進等の観点から制度全般について関係審議会等で検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る平成30年通常国会への法案提出を含む）旨、経済・財政再生計画改革工程表（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）に記載されている。

両制度については、生活困窮をとりまく状況や生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の施行状況等を踏まえ、見直しの方向性について一体的に検討する必要がある。これを受けて、本年5月より、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会において、

無料低額宿泊所の規制強化と日常生活支援

生活保護世帯の子どもへの進学支援

等の論点について検討を行った。今後、同部会の議論を踏まえた内容について、平成30年通常国会に関連法案を提出する場合、それに伴い、生活保護法の一部改正により新たに支給することとなる進学自立給付金（仮称）等について非課税措置等の所要の税制改正を行う必要がある。

1. 大綱の概要

現行のみなし譲渡所得税の非課税の承認手続が簡素化される特例の対象資産から、株式、新株予約権、特定受益証券発行信託の受益権及び社債的受益権等（以下「株式等」という。）を除外する措置を廃止する。

社会福祉法人に対して寄附された財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、当該財産の譲渡収入の全部に相当する金額をもって取得した資産を基本金に組み入れる方法により管理する等の一定の要件の下で非課税措置の継続適用を受けることができる。

2. 制度の内容

現行、国立大学法人、公益法人、学校法人及び社会福祉法人等に現物寄附を行った場合には、国税庁長官の承認¹を受けることにより、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けることができる。

1 国税庁長官の承認の主な要件（租税特別措置法施行令第25条の17第5項）

その寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。

寄附財産が、その寄附日から2年以内に寄附を受けた法人の公益を目的とする事業の用に直接供され、又は供される見込みであること。

また、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置については、社会福祉法人等への現物寄附について、一定の要件²を満たす場合に限り、承認手続が簡素化される特例（申請書類の削減及び承認期間の大幅な短縮等）が設けられている。

2 国税庁長官の承認手続が緩和されるための主な要件（租税特別措置法施行令第25条の17条第7項及び第8項）

寄附者が寄附先の社会福祉法人の理事等でないこと。

寄附された財産又は売却益が社会福祉法人会計基準第6条第1項に規定する基本金に組み入れられること。

に関する理事会の決定があること。

社会福祉法人への寄附をさらに促進するため、みなし譲渡所得税の非課税の特例について、株式等の寄附は対象外とされているが、株式等も対象に含めるほか、寄附された財産を公益目的事業の用に供する別の資産に換えた場合についても、みなし譲渡所得税の非課税の対象とする。

1. 大綱の概要

介護医療院の創設等に伴い、次の措置を講ずる。

社会保険診療報酬の所得計算の特例の適用対象となる社会保険診療の範囲に、介護医療院サービスを加える。(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

健康保険組合等が所有し、かつ経営する病院等に係る固定資産に係る固定資産税等の非課税措置について、対象に介護医療院に係る固定資産等を加える。(固定資産税、都市計画税、不動産取得税)

社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の非課税措置について、対象に生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業の用に供する固定資産等を加える。(固定資産税、都市計画税、不動産取得税)

その他所要の措置を講ずる。

2. 制度の内容

介護療養型医療施設が平成29年度末にその設置期限を迎えるにあたり、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、平成29年の地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正において、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設する。

介護保険施設については、各税目において優遇措置が認められており、介護医療院についても、同様に税制上の優遇措置を講ずることとする。

併せて、社会福祉事業として生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業として行われる場合にも、生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業を行う場合と同様に各種税制措置を講ずることとする。

また、介護療養型医療施設の設置期限については、介護療養型医療施設の開設者がどの介護保険施設に移転するかを選択する期間や、移転に伴っての施設の改修等に要する期間等を総合的に判断する期間が必要であることから、平成35年度末まで延長する。

そのほか、所要の措置を講ずることとする。

1. 大綱の概要

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、基準雇用障害者数が20人以上であって、重度障害者割合が50%以上であることとの要件における重度障害者割合を55%以上に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

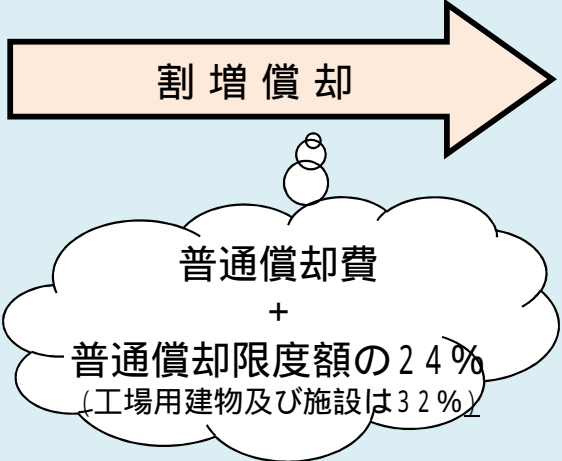

障害者を多数雇用する事業所

人数要件

次の ~ の要件のうちいずれかを満たすこと。

- 従業員に占める障害者の割合が50%以上 (1)
- 雇用している障害者数が20人以上 (1)であり、かつ従業員に占める障害者の割合が25%以上 (1)
- 法定雇用率を達成している事業主で、雇用している障害者数が20人以上 (2)であり、かつ雇用障害者に占める**重度障害者 (3)の割合が55%以上 (2)** (平成30年3月31日までは「50%以上」が要件。)

(公共職業安定所長が発行する証明が必要)




- (1) 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人としてカウント(ダブルカウント)、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- (2) ダブルカウントなし。短時間労働者は1人を0.5人としてカウント
- (3) 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者

減価償却資産

次の に掲げるもので、減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等

障害者が労働に従事する事業所に設置されている機械及び装置
障害者が労働に従事する事業所にある工場用の建物及びその付属設備



(公共職業安定所長が発行する証明が必要)

[適用期間] 平成32年3月31日まで

駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長

(所得税、個人住民税、事業所税、国税徴収法、徴収規定)

1. 大綱の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び雇用対策法施行規則の一部改正後において、引き続き、雇用対策法等の職業転換給付金(事業主に対して支給されるものを除く。)に係る非課税措置及び差押禁止措置や、国の雇用に関する助成の対象となる者に対する従業者割に係る事業所税の課税標準の特例措置について、いずれもその適用期限を5年延長する。

2. 背景

駐留軍関係離職者等臨時措置法

在日米軍の撤退・縮小等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする臨時法
平成30年5月16日に期限切れ
(これまで11度延長)

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

国際協定の締結等に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者に対して再就職の促進等のための特別の措置を講じることを目的とする臨時法
平成30年6月30日に期限切れ
(これまで8度延長)

雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条に規定する漁業離職者の就職を促進するための措置として、当該漁業離職者に対して職業転換給付金を支給
平成30年6月30日に期限切れ
(これまで7度延長)

今後、駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法附則第2条に規定する漁業離職者が発生する可能性

平成18年に日米間で合意した再編の実施のための日米ロードマップ等により、今後国内の米軍施設の大規模な移転・返還等が実施される予定

マグロ類等の保存・管理措置の強化
ロシア連邦政府による規制の強化
各協定に基づく漁業交渉により漁獲割当等が変動

今後も水産資源の状況の悪化、魚価の低迷等厳しい状況が続くことが見込まれる

駐留軍関係離職者等臨時措置法、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び雇用対策法施行規則附則第2条の規定に基づく職業転換給付金の支給に係る有効期限をそれぞれ5年間延長し、引き続き駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び雇用対策法施行規則附則第2条に規定する漁業離職者に対して職業転換給付金を支給していくことが必要。

1. 大綱の概要

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を2年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

交際費課税については、消費の拡大を図る観点から、以下の特例措置が設けられている。

飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入

中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入

中小法人については①又は②のいずれかを選択。



※社内接待費を除く



※中小法人は①又は②のいずれかを選択

社内接待費(専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する費用)を除く

1. 大綱の概要

公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に限る。）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

健康被害及び環境汚染防止のため、テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機に係る課税標準額の特例措置が設けられている。

対象設備

テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着式回収装置内蔵型のドライクリーニング機



課税標準軽減

1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(わがまち特例)



中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額における損金算入の特例措置の延長

(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税)

1. 大綱の概要

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業者が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める特例制度。
常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人に限る。

本制度により、中小企業者における、償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、パソコン等の少額資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図る。



(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

1. 大綱の概要

< 検討事項 >

個人事業者の事業承継に係る税制上の措置については、現行制度上、事業用の宅地について特例措置があり、既に相続税負担の大幅な軽減が図られていること、事業用資産以外の資産を持つ者との公平性の観点に留意する必要があること、法人は株式等が散逸して事業の円滑な継承が困難になるという特別の事情により特例が認められているのに対し、個人事業者の事業承継に当たっては事業継続に不可欠な事業用資産の範囲を明確にするとともに、その承継の円滑化を支援するための枠組みが必要であること等に留意し、既存の特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討する。

2. 背景

< 個人事業者の意義 >

- 顧客との信頼関係に基づく国内外の需要開拓
- 創業等を通じた個人の能力の発揮
- 自立的で個性豊かな地域社会の形成

< 政策目的 >

事業の持続的な発展

(小規模企業振興基本法第3条)

< 目的実現のための施策 >

事業承継の円滑化

事業継続に不可欠な事業用資産の承継に伴う相続税負担の軽減が必要

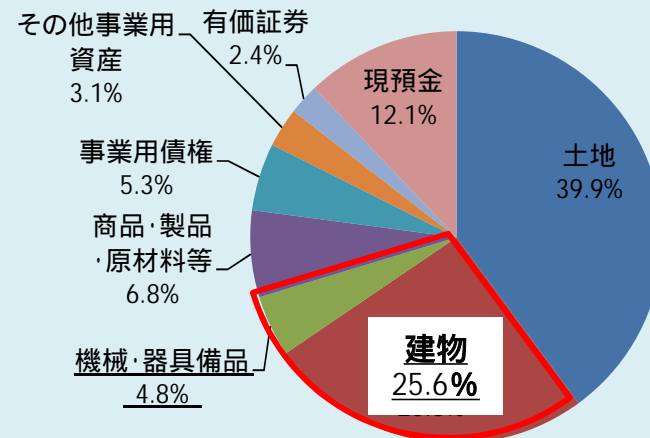
(小規模企業振興基本法第3条)

(小規模企業振興基本法第16条)

< 施策の必要性 >

純資産4,800万円 超の個人事業者が所有する事業用資産の構成

4,800万円: 相続人が配偶者と子供2人の場合の相続税の基礎控除額

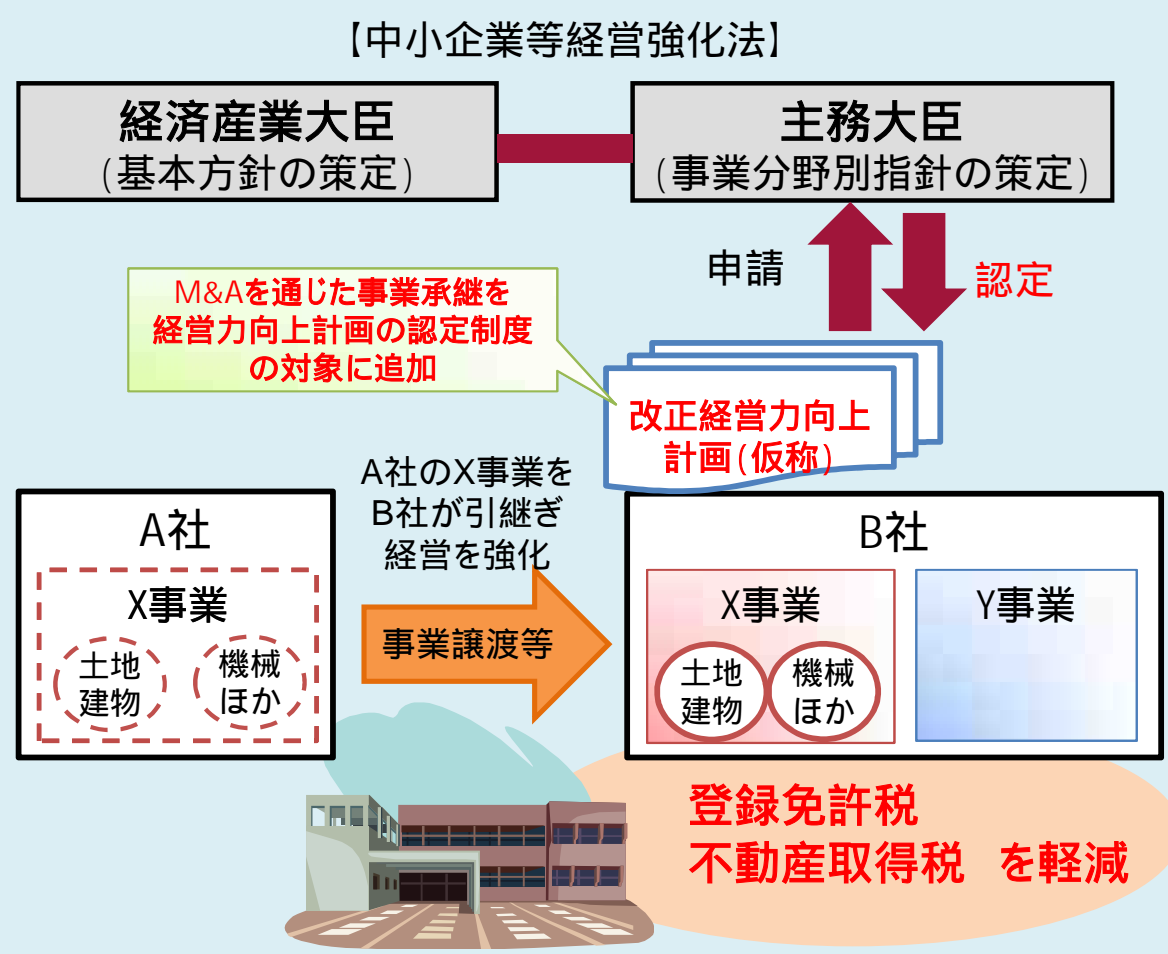


【出典】中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」(2015年2月、株式会社帝国データバンク)再編加工。
(備考)帳簿価格ベース。資産ごとに、全体の上限下限5%を除いた数値の平均値による構成比。

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の改正を前提に、同法に規定する認定経営力向上計画（仮称）に基づいて、再編・統合を行った場合における不動産に係る登録免許税・不動産取得税を軽減する措置を創設。

2. 制度の内容



< 登録免許税の税率 >

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

< 不動産取得税の税率 >

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合 2)
土地住宅	3.0% 1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)
 2 合併・一定の会社分割の場合は非課税